

石見地域観光イベント開催支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この補助金は、石見地域ならではの観光素材を活かしたイベント開催を支援することで、石見地域への観光客の誘致、地域内周遊及び観光消費額の増加を図るため、以下の事業に要する経費に対して予算の範囲内においてこれを交付する。

- ・島根県外や圏域外（島根県東部エリア等）からの誘客を目的とした観光イベントの開催

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）石見地域

島根県西部の9市町（浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町）

（2）周遊

石見地域に点在する複数の観光地点を目的地とすることをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、事業者、経費並びに補助率及び限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助期間はいずれも補助金交付決定日から当該年度末までとする。

なお、次のいずれかに該当する事業は、対象外とする。

- ・ハード整備や備品整備を主とする事業
- ・申請者自ら企画し実施する事業と認められない事業
- ・国または島根県が実施する他の補助事業の対象となっている事業
- ・政治的又は宗教的活動と認められる事業

2 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長へ提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を除いて交付申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 会長は、前条による交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により

補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第6条 補助事業者は、前条の交付決定後に事業内容を変更する場合または中止する場合は、変更承認申請書（様式第3号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、変更後の計画の内容が当初の目的や効果を変更しない軽微な変更である場合はこの限りではない。

2 会長は前項の規定により変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、第3条及び第5条の規定を準用して決定を行うものとし、変更を承認する場合は補助金変更交付決定書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から30日以内または補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 会長は前条に基づく実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 会長は、第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、概算払いで交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金（概算払）請求書（様式第8号）または補助金（精算払）請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びすべての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

観光イベント開催事業

対象事業	事業者	対象経費	補助率	限度額
島根県外、圏域外（島根県東部等）からの誘客を目的とした観光イベントで、次のすべての要件を満たすもの。 ①1日限りではなく、複数日にわたり実施し、かつ複数年にわたり実施するもの （補助は1回のみとする） ②地域ならではの資源を活かしたイベント内容であるもの ③宿泊者数や観光消費額の増加効果が見込めるもの ④地元市町と情報共有または連携して実施すること ⑤県外・域外（県東部等）からの誘客や石見地域内の周遊が見込まれるもの ⑥県外・域外（県東部等）からの誘客人数または率を把握できる仕組みがあるもの（実数での把握が困難な場合は、根拠のある概算が行えること）	①石見地域の市町 ②観光協会 ③法人 ④法人格を持たない任意団体 （ただし、次の要件を備えているもの） ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること ・石見地域の市町または観光協会が構成員として参加していること ※石見地域内に所在地のある事業者、その他会長が認める者であること ※都道府県税の滞納のないこと ※申請者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと	事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる収入の差額 ①委託料 ②謝金・費用弁償 ③材料費及び消耗品費（参加者特典やサイン整備など直接事業執行に係るもの） ④食糧費（イベント実施に必要な素材としての試食等に係るもの） ⑤通信運搬費 ⑥使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） ⑦印刷製本費 ⑧広告料 ⑨その他事業実施に必要なと認められる経費 なお、下記の経費は補助対象とはなりません。 ・人件費 ・団体の経常的な運営経費 ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費 ・食糧費（上記以外）、その他補助することが適当でないと認められる経費 〔収入〕 ① イベントの売上収入 ② その他事業実施に伴い発生した利益	1 / 2	上限： 500千円